【連結財務書類に係る注記】

１　重要な会計方針

⑴　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59 年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1 円としています。

イ 昭和60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1 円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的以外の有価証券

　ア 市場価格のあるもの　本年度末における市場価格を計上しています。

　イ 市場価格のないもの　取得原価により計上しています。

②　出資金

　ア 市場価格のないもの　出資金額により計上しています。

⑶　有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(土地、立木竹、美術品・骨董品、歴史的建造物及び建設仮勘定を除く)及び無形固定資産(地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権を除く)は、残存価額を０として定額法により減価償却を行っています。また、リース資産については所有権移転ファイナンス・リースであり、同様に残存価額を０として定額法により減価償却を行っています。ただし、水道事業会計の量水器については取替法により計上しています。

⑷　引当金の計上基準及び算定方法

①　徴収不能引当金

　　　　過去５年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

　　②　退職手当引当金

　　　　期末自己都合要支給額を計上しています。

　　③　賞与等引当金

　　　　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑸　リース取引の処理方法

　　　　リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、それ以外のリース取引は賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑹　連結資金収支計算書における資金の範囲

　　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法としている預金等をいいます。）また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

⑺　消費税及び地方消費税の会計処理

　　　税込方式により処理しています。ただし、水道事業会計は税抜方式により処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

３　重要な後発事象

　　該当事項はありません。

４　偶発債務

　　該当事項はありません。

５　追加情報

1. 連結対象範囲とする団体（会計）

　一般会計、特別会計、水道事業会計、岩手県市町村総合事務組合、岩手県後期高齢者医療広域連合、岩手・玉山環境組合、盛岡北部行政事務組合、岩手町ふるさと振興公社

連結の方法は次のとおりです。

①　特別会計及び公営企業会計は、すべて連結の対象としています。

　なお、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない特別会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手している公共下水道事業特別会計（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結財務書類の対象範囲から除いています。

したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されていない場合があります。

　　公共下水道事業特別会計　　　企業債残高　　2,458,526千円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　他会計繰入金　 144,565千円

②　一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき、比例連結の対象としています。

③　第三セクター等は、出資割合等が50％を超える団体は、すべて連結の対象としています。

④　盛岡地区広域消防組合については、連結財務書類の作成段階において、統一的な基準に基づく各団体の財務書類を入手できなかったため、本年度の連結財務書類の対象範囲から除いています。

⑵　出納整理期間

地方自治法第235条の５の規定により出納整理期間が設けられています。

地方自治法第235条の５に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、本年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって、本年度末の計数としています。

⑶　表示金額の留意点

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷　売却可能資産の範囲及び内訳

① 範囲

普通財産のうち、活用が図られていない公共資産。

② 内訳

　　　　事業用資産　　193,220千円（193,220千円）

土地　　　 193,220千円（193,220千円）

平成30年３月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（193,220千円）は、貸借対照表における簿価を記載しています。

⑸　過年度修正に関する事項

賞与等引当金について、前年度において期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費相当額が計上されておりませんでしたが、本年度はその分を計上しています。